

令和2年 第2回臨時会

高山村議会会議録

令和2年4月24日 開会

令和2年4月24日 閉会

高山村議会

令和2年第2回高山村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会の宣告	11
○署名議員	13

令和2年第2回高山村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年4月24日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(高山村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 1号 吾妻環境施設組合の設立について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	林隆文君

建設課長 飯塚 優一郎 君 地域振興課長 割田 眞 君
教育課長 金井 等 君

事務局職員出席者

議会議務局長 後藤 好 書記 林 大 生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

開会に先立ち、議場での新型コロナウイルス対応について申し上げます。

令和2年4月16日、全国に緊急事態宣言が発出されました。5月6日までの期限付ではありますが、解除になるか延長となるか、誰にも分かりません。最近になって近隣の沼田市、渋川市に感染者が出ております。幸いにも高山村は感染者ゼロではありますが、油断はできません。そして、本日の令和2年第2回高山村議会臨時会開会に当たって、ウイルス感染防止策として三密の環境を避けるため、議場の窓を開けるなどいたしておりますので、ご了解願います。

それでは、ただいまから令和2年第2回高山村議会臨時会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日はこのような寒い中でのご審議ということになります。風邪など引かないようによろしく願いをいたします。

本日は、承認第1号、第2号、そして議案第1号、6カ町村による一部組合の設立についてであります。慎重審議いただき可決決定くださいますよう、よろしく願いを申し上げて挨拶いたします。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、小林進議員及び1番、後藤明宏議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和2年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の主な内容ですが、第1条関係は住民税において、第36条の3の2及び第36条の3は、給与所得者及び公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正を、第48条は項ずれの整備を、固定資産税において、第54条は使用者を所有者とみなす制度の拡大を、第61条は住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の整理を、第61条の2は項ずれの整備を、第74条の3は登記簿上の所有者が死亡した場合の相続登記に関する整備を、第75条は固定資産税に係る虚偽の申告をした場合の規定の整備を、たばこ税において、第96条は課税免除の規定の整備を、第98条及び第131条は項ずれの整備を、附則において、附則10条は規定の整備を、附則第10条の2はわが町特例の規定の整備を、附則第10条の4は熊本地震による固定資産税の特例の整備を、附則第11条から附則第23条は改元による規定の整備であります。

第2条関係では、令和元年高山村条例第25号について、新条例改正による規定の整備であります。

以上、承認第1号につきましてご説明申し上げましたが、改正の詳細については税務会計課長に説明させますので、慎重審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 星野税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。それでは、私より令和2年3月31日に専決処分を行いました高山村税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど村長より提案理由にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部改正を行うものでございます。

なお、1条から2条までの2条立てとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、議案書では3ページ、新旧対照表では1ページからご覧願います。

それでは、第1条関係からご説明いたします。

最初に、村税において第36条の3の2は、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合、個人の村民税に係る扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする改正です。

続いて第36条の3の3は、公的年金者が単身児童扶養者に該当する場合、個人の村民税に係る扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする改正です。

新旧対照表は2ページになります。第48条第2項は、租税特別措置法第66条の7の改正による条文中の項ずれの整備を、続いて新旧対照表は3ページになります。

固定資産税においてですが、第54条、地方税法343条の改正によるもので、4項に加える

内容については、既存の規定である「固定資産税の所有者が震災、風水害、火災その他の事由により不明になった場合は、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができる」の後に加わる内容ですが、この措置を講ずる場合は、その旨を使用者に通知するということを規定するものです。また、同条に新たに加わる第5項については、先ほどの4項に加えた内容と同じような内容となりますが、自然災害以外で所有者について調査を尽くしても所有者の1人も明らかにならない場合、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるという内容の整備となっております。

続きまして、新旧対照表は6ページになります。第61条第9項及び第10項は、地方税法第349条の3の2、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正となっております。

続きまして、議案書のほうは4ページになります。第61条の2は、地方税法349条の3、変電所または送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例、第1項の削除に伴う条文中の項ずれの整備の関係です。

新旧対照表は7ページになります。新たに加わる第74条の3につきましては、地方税法384条の3、現所有者の申告ということで、その新設に伴うもので、その内容は登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでに間において、現に所有している者に対して、村長は氏名、住所等必要な事項を申告させることができるという規定の整備となります。

第75条は、地方税法385条、固定資産税に係る虚偽の申告に関する罰の改正に伴う改正となります。

続きまして、新旧対照表は8ページになります。たばこ税になりますが、第96条は、地方税法第469条、たばこ税の課税免除の改正に伴う改正となっております。

続きまして、議案書は5ページになります。第98条第1項では、条例第96条、たばこ税の課税免除の改正に伴う条文中の項ずれの整備を、新旧対照表は9ページになります。第131条第6項では、条例54条、固定資産税の納税義務者等の改正による条文中の項ずれの整備を、附則第6条及び附則第7条は改元に伴う改正を、新旧対照表は10ページになります。附則第8条第1項では、地方税法附則第6条第4項の改正に伴う改正となります。

続きまして、新旧対照表は11ページになります。附則第10条では読替規定の整備を、附則第10条の2では地方税法附則第15条固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正となっております。

続きまして、議案書は6ページ、新旧対照表は14ページになります。附則第10条の4で

は、地方税法附則第16条の2、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例の改正に伴う規定の整備を、附則第11条及び附則第11条の2では、改元に伴う改正を、新旧対照表は15ページから17ページとなります。

附則第12条では改元に伴う改正を、新旧対照表は18ページになります。

附則第13条及び附則第15条でも改元に伴う改正を、新旧対照表は19ページになります。

附則第17条の2では地方税法、附則第34条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例の改正に伴う改正となっています。

新旧対照表は20ページになります。附則第22条第2項では改元に伴う改正、新旧対照表は21ページになります。附則第23条では改元に伴う改正。

次に、第2条関係の説明に移ります。議案書は7ページ、新旧対照表は22ページになります。この改正は、令和元年に本村の税条例の一部を改正した条例の、また一部改正となります。今回の条例改正に伴う一部改正の一部改正ということでご理解願います。

第24条では、地方税法の改正により単身児童扶養者を個人の村民税の非課税措置の対象に加える改正により規定を削除するものです。これは、新条例ということで第1条で申し上げました第36条の3の2及び第36条の3の3の改正に係る削除となっております。

次に、附則の説明になります。附則の第1条は施行期日について、附則第2条は村民税に係る経過措置について、附則第3条は固定資産税に係る経過措置についての附則となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され4月1日に施行されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和2年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書は11ページ、新旧対照表は23ページをご覧ください。

改正の内容ですが、第2条第2項及び第23条第1項は、国民健康保険税の基礎課税額を61万円から63万円に、第2条第4項及び第23条第1項は介護給付金課税額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条第2号では、被保険者均等割及び平等割額の5割軽減の算定額を5,000円引上げ28万5,000円とし、同条3号では被保険者均等割及び平等割額の2割軽減の算定額を1万円引上げ52万円とするもので、主に国保税の軽減を拡充するものでございます。

以上、承認第2号につきましてご説明を申し上げます。慎重審議をいただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第1号 吾妻環境施設組合の設立についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 吾妻環境施設組合の設立について。一般廃棄物処理の広域化事業につきましては、本村を初め吾妻郡内の各町村につきましても人口の減少により、ごみの排出量は減少傾向にあると考えられるところがありますが、一方では処理費の増加、多様化するごみの種類及びリサイクルの推進等の諸問題に対し、高山村を含めた3カ町村で運営している吾妻東部衛生施設組合、また西吾妻環境衛生施設組合、草津町クリーンセンター独自の対応が難しい状況となっております。さらに、各焼却施設では老朽化という大きな問題を抱えており、今後高額な整備費用を初めとした多くの課題に直面しております。

このような共通した多くの課題を抱える吾妻郡各町村で群馬県一般廃棄物処理マスタープランによる広域処理を前提とした調査研究、協議を行った結果、将来的にごみ処理事業を吾妻郡内6カ町村で共同化することにより、安定かつ効率的にごみ処理を行うことができると考え、新しい一部組合を設立し、ごみ処理施設及びその附属施設の設置に関する事務を共同処理することで6カ町村長が合意をいたしました。

つきましては、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。慎重なご審議をいただき、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とい

たします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 1点ですけれども、議案書の最終ページになりますが、別表第12条関係で各町村における負担割合の表が規定されております。この負担割合の決定について、その経過が分かりましたら説明いただきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚欣也君） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

こちらの負担割合でございますが、町村会でお示しをいただいた負担割合でございます。これにつきましては、この規約をつくる上で必要ということで入れさせていただいておりますが、実際に焼却施設等々が建設された後には、また正式な負担割合になろうかと思っております。あくまでも規約をつくるために決めさせていただいた負担割合ということでご理解をいただければ幸いです。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） この吾妻環境施設組合の規約の制定につきましては、今までに何度か話を聞いてきたわけなんですけれども、吾妻東部3町村の衛生施設組合の施設が老朽化し、あるいは西吾妻の施設、草津単独で稼働しておった施設も老朽化し、また運営面での問題があるということで、吾妻6カ町村でこの環境施設組合を設立して、国土交通省から財務省に移管をし、それからこの組合で所有権をつけると、そのための組合の設立である。ですから、国土交通省から財務省に移管するための規約の制定であって、その規約が全てではないと、今後移管になってから全てのものの詳細な論議がなされるわけでございます。また供用開始までには7年という年月がある。それとごみの設備も莫大な費用がかかるものと思われまして。今後、吾妻郡の人口は減少傾向に移るわけですけれども、その見極めは非常に難しいものがありますけれども、適正規模、過大な施設を作りますと費用もかかりますし、無駄が出てきますので、その辺は非常に難しい判断ですけれども、適正規模の設置に努力をしていただきたい。

また、平成の時代に町村の合併がされたわけでございます。吾妻においても、東部と西部で任意合併協議会、法定合併協議会を設置して協議がされたわけですが、なかなか話し合いがつかずに解散になった経緯がございます。それで、じゃあこのまま施設の検討について高山村は妥協できないから、この組合には加入しないんだという選択肢はないものと思っております。いろいろなものを吾妻郡全体で共同設置することによって建設費用の削減、あるいは運営費用の削減が図れるわけでございます。その共同設置の集大成が最終的には町村合併になるわけですが、その町村合併は先々全く見通しが立たない状況においては、あらゆるものを吾妻郡全町村で共同設置できるものを今後も目指していく必要があるかと思っております。

ですから今後、場所はこういったことで当然国土交通省の土地。それと建設費や運営費あるいはそれに伴う町村の負担割合はその都度、今後検討されていくということでございますので、この組合議案の制定につきましては賛意を示しまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 吾妻環境施設組合の設立についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第2回高山村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時33分